

災害時におけるすまいの移行過程のジェンダー格差

— 阪神・淡路大震災を事例として —

主査 近藤 民代*1

委員 葛西 リサ*2

社会的・文化的な位置づけの差異であるジェンダーによって、災害による被害や復興過程で男女の格差が生じる。本研究は、阪神・淡路大震災における従前住宅の脆弱性、住宅被害、避難行動、すまいの移行、居住ニーズにおけるジェンダー格差を既存の社会調査および独自のインタビュー調査などによって解明している。結論として、平時における母子世帯の住宅の脆弱性が、阪神・淡路大震災における住宅被害の実態に直結している点、母子世帯と子育て世代の核家族と比較すると、親類の近さや子供の通学などが居住地選択に大きな影響を与えている点を明らかにし、被災者の住宅を核とした地域生活空間を継承できるような施策が求められていることを指摘した。

キーワード : 1) 脆弱性, 2) 避難行動, 3) 家族類型, 4) ジェンダー, 5) 阪神・淡路大震災, 6) 災害復興公営住宅

A STUDY ON GENDER GAP ON RESIDENTIAL MOVEMENT AND HOUSING RECOVERY PROCESS

— A Case Study on Great Hanshin Earthquake(1995) —

Ch. Tamiyo Kondo

Mem. Lisa Kuzunishi

This study examines the gender gap of vulnerability of housing, housing movement, and living environment needs in Great Hanshin Earthquake (1995). In conclusion, single mother households' needs for housing are proximity of their housing to their relatives and school for their children, compared with other family type. It is significant to maintain peoples' local environment community with a core of their housing in disaster recovery process to assist their resiliency to rebuild peoples' social and housing.

1. 研究の背景と目的

1.1 研究の背景

多様な世代、家族構造、生活様式などによって異なる居住ニーズに対応できる地域生活空間を形成していくことは、災害後に限らず、平時の住環境再生に求められている大きな課題である。地震災害時においては、住宅被害を受けた被災者は、それに伴う従前居住地からの移転や住宅再建だけではなく、災害前の平時の暮らし、仕事、コミュニティの継続などの総合的な面において多くの復興課題に直面することになる。

一般に、社会的な脆弱性が大きい地域や人間が、災害によって大きな被害を受け、その後の仕事、住宅などを含む生活の回復において格差がでることは多くの既往研究によって指摘されている¹⁾。特に、社会的・文化的な位置づけの差異であるジェンダーによって、災害による被害の程度や復興過程でうける男女の格差がつけられる。災害のジェンダーへの影響は、女性の経済的不安定、労働負荷の増大、労働環境の悪化、経済損失による生活復

興の遅れなどがある²⁾。わが国では、国の第2次男女共同参画基本計画（2005年）に「防災、災害復興」分野が新たに組み込まれ、国連防災世界会議の「兵庫行動枠組 2005-2015」でも、「すべての防災政策や計画作成、意思決定過程に女性が参画し、女性の視点を導入する」とし、ようやく防災分野における女性の参画と災害時の配慮が重要であることが確認されるに至っている。

1.2 研究の目的

家族類型別に住まいや居住ニーズをとらえ、各々がもつ脆弱性を明らかにすると同時に、彼らの回復力に着目して住まい支援策のニーズを明らかにすることが本研究のテーマである。研究対象としては、家族類型別に見て経済力が最も低く、就労と育児の両立のため居住地ニーズが極めて限定的な母子世帯に着目し、その他の家族類型と比較しながらその特徴を解明している。研究の目的は、以下の二点である。

第1に、災害による死者発生の性別による差異とその

*1 神戸大学大学院工学研究科・准教授（当時人と防災未来センター・主任研究員）

*2 大阪市立大学都市研究プラザ・GCOE 研究員

社会的構造・要因を考察し、ジェンダーによる災害への脆弱性を明らかにする。阪神・淡路大震災に特化するだけでなく、それ以外の先進国における大規模都市災害のジェンダーによる死者発生についてもその傾向を整理することによって、阪神・淡路大震災の特殊性と一般性を明らかにする。第2に、母子世帯のすまいと生活再建過程と性差による影響について明らかにする。特に、仮住まいから安定した住宅への移行期に着目し、年齢、性別、家族類型などの因子が与えた影響について分析する。

「ジェンダー格差」の実態を明らかにするためには、母子世帯の住宅被害やすまいの移行だけに着目していてもその特徴は浮かび上がってこない。本研究では災害復興公営住宅調査において、母子世帯を含めた家族類型ごとに比較を行うことと同時に、家族類型以外にも、年齢、性別などが避難行動、居住ニーズに与えた影響を分析する。本研究において「住宅」を中心に据えて分析をする理由は、平時においても災害時においても人間の生活基盤となるのは住宅であるためである。阪神・淡路大震災からの生活復興に際して被災者がとった行動は次の災害場面でも別の形で発現するはずであり、この教訓を生かした住宅再建支援策や災害復興公営住宅のあり方に活かすことが可能となる。本研究は、被災者の死亡・生存→従前の住宅の状況→住宅被害→避難行動から安定居住へのすまいの移行、という項目ごとに章を構成している。

1.3 研究の方法

本研究は1) 阪神・淡路大震災における母子世帯を対象にして行った独自のインタビュー調査(2008)、2) 震災当時の女性問題の解決に携わった支援者や有識者に対するインタビュー調査(2008)、3) 兵庫県発行の母子世帯等の実態調査(1997)、4) 宝塚市の母子世帯を対象にした住宅被害に関する既存調査(1995)、5) 住宅・土地統計調査(H5,H10)の再集計による分析、6) 阪神・淡路大震災における災害復興公営住宅入居者に対して兵庫県が行った既存調査(2003)の再分析、7) 平時における母子世帯に対する居住実態とニーズに関する既存研究の活用、などの複数の既存調査および独自のインタビュー調査とデータ分析に基づいている。以下で、各調査についての概要を示す。

1) 阪神・淡路大震災における母子世帯を対象にして行った独自のインタビュー調査(2008)

1995年当時、母子世帯であった者6名に対するインタビュー調査を実施した^{注1)}。対象者は阪神淡路大震災当時20歳以下の子を扶養し、かつ震災による住宅被害が半壊以上だった世帯に限定した。調査期間は2008年5月～9月である。

2) 外部支援者に対するインタビュー調査(2008)

阪神・淡路大震災時に生じた女性問題に取り組んだ個人/団体に対して、当時の女性や母子世帯が生活再建において直面した課題などに関するインタビュー調査を実施した。具体的には、女性相談事業を実施したNPO法人ウィメンズネット・こうべ代表正井礼子氏、神戸母子寮母子相談員(当時)岡本由美氏、宝塚市母子相談員(当時)松原裕子氏などである。

3) 兵庫県発行の母子世帯等実態調査(1997)

兵庫県福祉部が、震災後の兵庫県内(神戸市、姫路市を除く)における母子世帯、父子世帯の生活実態を調査したものである³⁾。調査客体数は母子世帯(4,302世帯)、父子世帯(634世帯)である。本研究に関連する項目としては、大震災による仕事への影響、住宅所有関係、住宅被害の状況である。

4) 宝塚市調査(阪神淡路大震災時の母子世帯の住宅被害などに関する調査)(1995)

阪神・淡路大震災時の母子世帯の状況を捉えたものは、当時、宝塚市母子相談員であった松原氏が震災時の母子の実態を記録する目的で実施した宝塚市を対象にして実施した調査がある⁴⁾。本調査は児童扶養手当の現況手続き(1995年8月7日～8月15日)のために宝塚市福祉事務所に来所した母子世帯を対象に実施された。このほか、一般世帯、生活保護世帯、母子世帯別住宅被災状況(全数)については、一般世帯の数字を宝塚市が、母子世帯及び生活保護世帯の数字を宝塚市及び宝塚市福祉事務所厚生課が集計している。

5) 住宅・土地統計調査(平成5年と平成10年)の再集計(以下マイクロデータとする)

震災以前(平時)の兵庫県の母子、一般世帯の住宅事情の検討については、総務庁統計局から試行提供された学術研究のための政府統計マイクロデータ(平成5年、10年住宅・土地統計調査)を利用した⁵⁾。このマイクロデータは、全データの約1割が無作為抽出されたもので、かつ、地域カテゴリーは47都道府県区分という制約がある。このほか、提供された平成5年度調査では、世帯主の性別が明記されていないため、17歳以下の子を扶養するひとり親家庭(6,371世帯)について抽出し分析を進めた。更に、平成10年度では、対象の子の年齢カテゴリーが18才以下となり、平成5年度とは若干のずれがある。平成10年度から把握できる母子世帯総数は5,727世帯であり、そこに父子世帯378世帯を加えた6,105世帯が調査対象となる^{注2)}。本稿では、上記の点に留意しつつ分析を進めた。

6) 災害復興公営住宅入居者調査データ(2003)の再分析

兵庫県内の災害復興公営住宅におけるコミュニティの状況や生活復興感などについて、2003年に兵庫県が「災害復興公営住宅団地コミュニティ調査」を実施している⁹⁾。入居者が近隣、地域、周りの環境とどの程度コミュニティ関係を結び、新しい日常への回復がどの程度進んだのかを量的に明らかにすることを目的にして実施されたものである。本調査票の作成や分析にあたっては、人と防災未来センター研究部が実施しており、本稿ではそのデータを家族類型別に類型化し、再分析を行った。

【居住者調査の概要】

- ・調査方法：質問紙調査（調査員の各戸訪問による留置・回収および一部郵送回収）
- ・調査対象：323 団地・27,348 戸
- ・調査時期：2002 年 10 月～2003 年 1 月
- ・実施状況：配布 26,399 票 回収 17,079 票（回収率 64.7%）

7) 平時における母子世帯の居住実態に関する既存研究(2004-2008)

平時の住宅事情については、葛西⁷⁸⁾が大阪府および大阪府を対象にして母子世帯の住生活実態を明らかにした、大阪府調査^{注 3)}（2004）、大阪市調査^{注 4)}（2005）の結果を活用する。具体的な調査項目は、現在、母子世帯になった直後、結婚時の3期における、住宅事情（所有関係、最低居住水準達成率、住居費負担率、職場、育児施設までの距離）や住宅確保時の困難などである。

1.4 既往研究と本研究の意義

阪神・淡路大震災の災害と女性が直面した課題などに関しては、女性支援団体「ウィメンズネット・こうべ」が、災害時に女性が直面したニーズや性暴力・家庭内暴力の被害の実態等を取りまとめたものがある⁹⁾。また相川（2005）は、ジェンダーに配慮のない避難所生活、女性の解雇率の高さなどを指摘している¹⁰⁾。しかし、これらは客観的なデータ分析に基づいて女性の生活再建や死者の多さを説明できるものではない。本研究の目的である死者発生要因と住宅再建過程におけるジェンダー格差に関する報告は皆無である。阪神・淡路大震災による被災者に関する既存研究は数多く存在するが、単身高齢女性、未婚女性、母子世帯というカテゴリーを設定して分析したものもない。ここに本研究の新規性と価値がある。また、欧米における災害と女性に関する既往研究で代表的なものは、Enarson(1998)などがあるが、いずれも個別のインタビュー調査のみによって、災害時の脆弱性や生活再建における課題を指摘している。これらの限界は、母子世帯や女性のみを対象にしたケーススタディを行っている点と事例数が極めて限定的である点である。災害とジェンダーに関する最も包括的な既往研究レビュ

ーを行った Enarson(2005)においては、「人種とジェンダーはいずれも災害による被害や体験に大きな影響を与えるものであるが、両者は関係づけて検討がなされていない点に限界がある」と指摘しており、米国においては年齢、性別に加えて人種が災害における脆弱性に大きな影響を与える因子として位置づけられている¹¹⁾。本研究は住宅・土地統計調査を用いて住宅の脆弱性のジェンダー格差をマクロで明らかにすること、ジェンダーという因子だけではなく年齢、家族類型など住宅被害や再建に影響をあたえる因子に加えていること、大規模な社会調査（N=17,079）を活用している点が主な相違点である。

2. 災害時の死者発生におけるジェンダー格差

国内外の災害における死者数は、世界の災害を扱っているものには、Center for research on Epidemiology of Disasters(CRED)の Emergency Disaster Database や UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA)による ReliefWeb などのデータベースを活用すれば調べることが容易である。しかし、男女別の死者数のデータはすべての災害ごとに存在していないだけでなく、男女別データが明らかなものとそうでないものも法則性はない。それを明らかにするには、各国の災害報告などを一件ずつあたっていくしか方法がない状況にある。国内に限定すると、災害に関する被害を集約しているのは消防庁であり、それらは都道府県から報告される被害報において死者数、住宅被害数、土木施設被害などがまとめられているが、死者の男女別データについては、存在するものとしのないものがある。大規模なものに限定したとしても、国内外の災害における男女別の死者データは存在しておらず、災害の死者発生におけるジェンダー格差を解明することは国内外を問わず極めて困難な状況にある。

阪神・淡路大震災は、発災時間が早朝という自宅居住率が高い時間であったことも含め、建物の被害によって人的被害が発生したという被害構造が明確に示された災害事例である。そのため、居住していた住宅の状況（築年数、構造、建設時期）などに大きく関係している。つまり人々の社会的な脆弱性が顕著に表れたのであり、それは全半壊世帯が対象となった災害公営住宅入居者の年齢・収入・従前住宅の状況を見ても明らかである。阪神・淡路大震災における、兵庫県内の直接死 5,470 名の男女別の内訳をみると、男性 2191 人（40.1%）、女性 3278 人（59.9%）と女性の死者数が男性よりも 1000 名も多い事実がある¹²⁾。年齢階層別に死亡者数を見ると、ほぼすべての階層において、女性が男性を上回っており、更に、その格差は高齢になるに連れて拡大傾向にある。但し、80 歳以上の全国男女人口比を見ると、1:2 で女

性の割合が高く、このことが、高齢女性の死亡率を高めている一因であると考えられる。しかしながら、注目すべき点は、年齢階層 45 歳～54 歳において死亡者数に男女差が確認できることである。

阪神・淡路大震災以外の災害における死者の男女差をみると、2004 年 12 月 24 日に発生したインド洋大津災害では、女性の死者が男性よりも 1.5 倍から 4 倍も多かったことが大きな特徴のひとつで、女性の脆弱性を浮き彫りにした。角崎（2007）は、同災害において女性の死者が多かった理由として、漁のため沖に出ていた男性が多く、彼らは被災しなかったことの他、多くの女性が子供や老人の世話をするために家の中に残っていたこと、泳げない又は機に登れない女性が男性に比べて多いこと、妊娠中であつたり、着衣の状態から速やかに避難することができなかつたりしたことなどを挙げている¹³⁾。平時における社会的、経済的地位やジェンダーの不平等が、自然災害に対する脆弱性を高め被害状況に大きな影響をあたえることを示している。しかし一方で、米国メキシコ湾岸を襲った超巨大ハリケーン・カトリナ災害における死者の男女別データ¹⁴⁾をみると、男性 953 名、女性 831 名、不明 109 名であり、死者発生におけるジェンダー格差は確認できない。同災害における死者発生要因は、ハリケーンによる降雨と暴風による家屋倒壊と堤防決壊による家屋の倒壊・流出であり、ハリケーンからの避難行動、洪水に対する地域の脆弱性、家屋の強度などが生死をわけている。既往研究などで指摘されているのは、ジェンダーという要素に基づく死者発生構造や被災状況の格差ではなく、人種に関係した所得・階層が被災状況に大きな影響を与えているという点である¹⁵⁾¹⁶⁾。ここで留意すべきは、ジェンダー格差だけが災害における死者発生や被害状況を左右する要因ではなく、ジェンダーを含めた人間の社会的属性・経済的属性などの総合的な因子と生死や被害状況の因果関係を求めることが重要である。

3. 従前住宅の脆弱性

ここでは、住宅・土地統計調査のマイクロデータの再集計と平時の母子世帯の住宅事情に詳しい葛西調査（2004、2005、2006、2007）を参考にしつつ、阪神淡路大震災以前の母子世帯の住宅事情について整理する。

図 3-1 は、平成 5 年のマイクロデータを利用して、一般世帯とひとり親世帯の住宅所有関係を示したものである。これを見ると、ひとり親世帯は一般世帯と比較して、持家の割合が低く、他方で、公営住宅を含む借家の割合が高くなっていることがわかる。この相違は何によるものなのか。葛西（2005）によると、母子世帯の多くは、母子世帯になる前後（母子世帯化前後）に転居する割合（7 割強）が高い。転居理由は、借金や夫の暴力などで

緊急に避難する場合や「持家の名義が夫であるため」、「持家に留まってもローンが支払えない」、あるいは「安価な賃貸住宅を借り替えた」など様々である。離婚前後の母子世帯の経済状況は特に不安定である。2006 年全国母子世帯等調査によると約 7 割の母子世帯が離婚時に就業しているがその約半数が不安定なパート労働であり、正社員として就業していたものは 3 割弱という状況である。また、離婚時に就労していた者（7 割）のうち半数以上（55.0%）が収入面の不満を理由に転職をしている。こういった状況の中で、母子世帯が新たに持家を購入することは極めて困難であるといわざるを得ない。結果、母子世帯の多くは、さしあたり入居可能な民間借家や親族宅に依存することとなるのである。こうした住宅移動の結果、母子世帯の住宅所有関係は持家率が極端に低くなるのである。

では、震災以前、つまり平時のひとり親世帯の住宅事情とは如何なるものであったのだろうか。

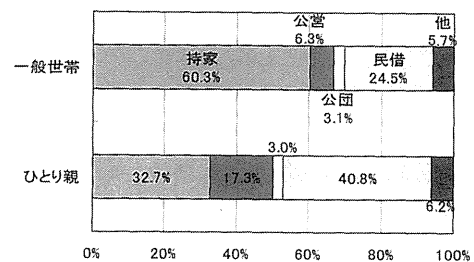


図 3-1 兵庫県のひとり親世帯と一般世帯の住宅所有関係
出典：平成 5 年「住宅統計調査」マイクロデータより作成

図 3-2 は、平成 5 年のマイクロデータを用いて一般世帯とひとり親世帯の借家の家賃を示したものである。これを見ると、ひとり親世帯の家賃額は一般世帯よりも低く、震災前においては、7 割のひとり親世帯が家賃 5 万円未満の住宅に集中しているということがわかる。

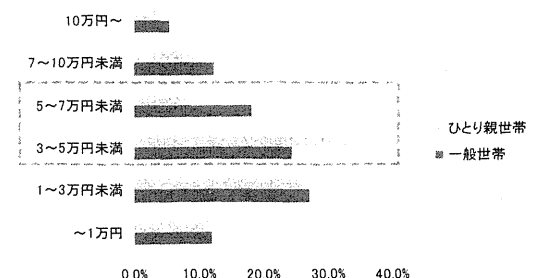


図 3-2 平成 5 年兵庫県の母子、一般世帯の家賃
出典：平成 5 年「住宅統計調査」マイクロデータより作成

前掲の調査によると、借家居住者のうち、木造借家に居住するひとり親世帯の割合（25.8%）は一般世帯

(13.4%)よりも10%以上も高い。また、図3-3は、住宅所有関係別に一般世帯とひとり親世帯の最低居住水準達成率を示したものである。全体的にみて、ひとり親世帯の達成率は一般世帯よりも低く、民借家のそれは特に低い。

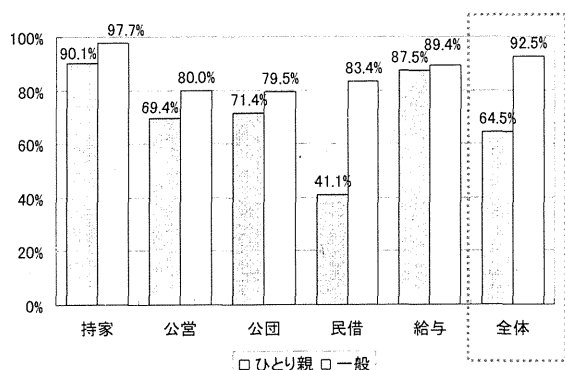


図3-3 兵庫県一般世帯とひとり親世帯の最低居住水準達成率

出典：平成5年「住宅統計調査」マイクロデータより作成

大阪府/市の母子世帯の居住水準を明らかにした葛西(2007)においても、1) 民間借家に依存する母子世帯は最も多く、2) その家賃額は一般世帯よりも低いが、住居費負担率は約4割と高い。また、3) その最低居住水準達成率も大阪府30.7%、大阪市42.0%と極めて低いことが明らかになっている。

このような平時の住宅事情は、災害時の住宅被害と密接にリンクしていると考えられる。従って、上記のような劣悪な居住環境下にあったひとり親(主に母子世帯)が震災リスクにより脆弱であるということが推測される。これらのことを踏まえて、4章以降では、震災時の母子世帯母子世帯の状況を住宅被害や復興プロセスの点から解明する。

4. 阪神・淡路大震災における住宅被害

阪神・淡路大震災における住家被害は全壊104,906棟(186,175世帯)、半壊144,274棟(274,182世帯)、一部破損263,702棟の合計512,822棟と報告されている¹⁷⁾。

阪神・淡路大震災の被災者には、高齢の低所得者が多く、彼らは長屋や木造アパートなどの老朽化した低家賃住宅の居住者であった。住宅倒壊の社会的要因の一つは、こうした老朽化した低質低家賃住宅市場の存在であったと指摘されている¹⁸⁾。神戸市全体の1995年1月1日現在の推計人数が1,520,365名であり、兵庫県南部地震による死者は4,484名と全体の0.29%である。これに対して、神戸市全体の被生活保護者22,484名に占める死亡者の割合は1.24%(278名)であり、全体と比べると4.3倍も死亡率が高いという事実がある。また、家屋被害に関しては、神戸市全体の全半壊率は39.4%であるのに対して被保護世帯のそれは41.7%である(兵庫県,1996)。

続いて、母子世帯の状況に目を転じてみよう。兵庫県母子世帯調査では、調査客体3,872世帯のうち全壊・7.5%、半壊・20.6%、一部損壊・53.8%であり、調査対象者の8割以上が何らかの被害を受けていることが明らかとなっている。

また、表4-1はひとり親世帯と一般世帯の居住する住宅の建設年度を示したものである。

表4-1 兵庫県・ひとり親と一般の住宅建設年度

建設年度	兵庫県			
	一般H5	一般H10	ひとりH5	ひとりH10
～1950年	8.4%	4.0%	3.1%	1.6%
1951～1970	21.5%	13.8%	29.7%	16.7%
1971～1990	49.7%	42.9%	62.6%	58.8%
1991	1.9%	1.9%	1.3%	1.6%
1992	1.7%	1.8%	0.4%	1.6%
1993	1.0%	2.2%	0.4%	1.3%
1994～1998	—	15.6%	—	16.3%
不詳	15.8%	17.8%	2.5%	2.1%

出典：平成5年、10年「住宅・土地統計調査」マイクロデータより作成

いずれの категорияについても、1) 1951～1970年、1971年～1990年に建設された住宅に居住している割合が高く、2) その割合は平成5年度調査から平成10年度調査にかけて減少するという傾向を示す。更に、両世帯を比較すると、1) ひとり親では築年数のより古い住宅に居住する傾向が高く、2) 平成5年調査から平成10年調査にかけて、建設年度の新しい住宅に移行する傾向がある。この数字から、ひとり親世帯(主に母子世帯)の住宅被害の程度は一般世帯のそれよりも深刻であったのではないかと推察される。

このほか、宝塚市が母子世帯を対象にして独自に行った調査について検討する。これは、住宅被害の状況を母子世帯(760世帯)一般世帯(73,120世帯)、被保護世帯(440世帯)別に集計している^{注5)}。表4-2を見ると、母子世帯の全壊・半壊割合はいずれも一般世帯よりも高い。また、母子世帯の全壊割合は保護世帯よりも6ポイント低いものの、全半壊の総計は保護世帯よりも5%高くなっている。では、なぜ、母子世帯の総住宅被害件数は保護世帯よりも高かったのか。

表4-2 宝塚市における住宅被害状況

	世帯数	全壊	半壊	全半壊(計)
母子世帯	760世帯	95(12.5%)	205(27.0%)	300(39.5%)
全世帯	73,120世帯	5,920(7.6%)	14,079(20.2%)	19,999(27.8%)
生活保護世帯	440世帯	82(18.6%)	70(15.9%)	152(34.5%)

出典：宝塚市調査をもとに作成

本調査を実施した宝塚市母子相談員であった松原によると、公営住宅に居住する生活保護受給世帯の割合が高かったことが、保護世帯の住宅被害の軽減につながったのではないかとしている。宝塚市では震災によって被害

を受けた公営住宅は皆無であり、その公営住宅に保護世帯の4割が居住していた^{注6)}。この点については、宝塚市における母子世帯の公営住宅率が不明であるため断言できないが、1993年、1998年の兵庫県下のひとり親の公営住宅割合がそれぞれ17.3%、20.4%であった^{注7)}ことを考えると、当時、宝塚市の母子世帯のそれが保護世帯並みであったとは考えにくい。よって、松原が指摘するようにこれらの住宅被害程度の相違には公営住宅率の差が関係しているといえるだろう。

このほか、母子世帯は生活保護の住宅扶助額よりも更に低家賃で低質な住宅に居住していたため、より大きな被害を受けたということも考えられる。前節でみたように、震災以前、母子世帯の7割が生活保護の住宅扶助額を下回る家賃5万円未満の住宅に居住している。

2006年全国母子世帯等調査によると、母子世帯の平均年収は213万円であり、これは一般世帯の約3分の1である。また勤労収入については200万円未満が7割を占める。これにも係わらず、全母子世帯に占める生活保護受給割合は6.0%と極めて低く^{注8)}、最低保障以下の生活を強いられている母子世帯の存在が問題視されている。以上の情報を検討すると、災害下の母子世帯の居住環境は、一般世帯はもとより、保護世帯よりも脆弱であったと推察される。

5. 阪神・淡路大震災における住宅供給支援策の特徴

阪神・淡路大震災による住宅被害は、家屋の全半壊24万954棟、焼失棟数7,456棟に及ぶ。住宅被害の特徴であるが、住宅形式別には長屋の被害がもっとも大きく、次いで文化住宅や木造2階建の民間賃貸アパートの被害が大きい。このような家屋が全壊し早急に自力再建することが困難な被災者に対して、災害救助法に基づく「仮設住宅」が仮住まいとして公的に供給され、最終的には兵庫県内に48,300戸、大阪府に1,381戸、合計49,681戸(649団地)が供給され、最長5年間利用された。仮設住宅への入居時期は1995年の夏頃であり、それまで住宅を失った被災者は小中学校や公民館等の避難所で最長半年もの避難生活を送ることを余儀なくされている。住宅再建支援の中心は低所得層を中心とした自力住宅再建の困難世帯に対する災害復興公営住宅の供給である。兵庫県は1999年までに25,421戸の新規供給を含め、合計41,963戸の災害復興公営住宅を整備した。阪神・淡路大震災における住宅復興は、避難所→応急仮設住宅→恒久住宅という単線型プログラムを基本として進められ、公営住宅を中心とした公共住宅の大量供給によって対応するという方針がとられたことが阪神・淡路大震災における住宅再建支援政策の最大の特徴である。平山(1999)は、「復興に向けた住宅政策は『単線型』計画とマス・ハウジングとして編成されたところに特徴が

あり、この計画が、「大量に且つ迅速に被災者に住宅を供給できたことは事実であるが、住宅被害の実情は複雑に錯綜する問題群を生み出しており、被災地には現実に住宅需給のミスマッチが生じている」と論じており、被災者による選択を可能にする「複線型」供給計画の提案を行っている。入居者募集においては、仮設住宅入居者と、高齢者・障害者・母子世帯等に対する優先措置がとられた。檜谷(2000)は、災害復興公営住宅において、住宅交換の実績はごくわずかで、家族構成の変化に対応できていないことを指摘している。ここで重要なのは、このような住宅間取りのミスマッチだけではなく、従前住宅地からの移動、それに伴う災害前における“地域生活空間”の変容という意味でさまざまな家族類型に対するニーズに対応できたかどうかの検証が必要である。これが本研究の第7章でのテーマとなる。

6. 阪神・淡路大震災における被災母子世帯の住宅被害と住まいの移行—インタビュー調査(2008)

ここでは、独自のインタビュー調査をもとに母子世帯の住宅被害の状況と住まいの移行過程について考察する。

6.1 調査対象者の属性(表6-1)

震災当時の居住地は、芦屋が3名、長田、武庫之荘、西宮がそれぞれ1名である。母親の年齢(当時)は50代、40代であったものがそれぞれ3名となっている。同居していた子の人数は1人が最も多い。子の状況(当時)を見ると、小学校が4名、中学校が3名、高校が3名である。子以外の同判者がいたものは、1名(80代の実母)であった。当時の就労形態はパートが2名、正規職員が4名であり、震災による就労への影響は皆無であった。前掲の兵庫県調査においても震災による就労への影響があったとする回答は全世帯のうち2割程度と低い。

表6-1 調査対象者の属性

	居住地	当時年齢	同居の子の数	当時子の年齢	子以外の同判者	当時の就労形態	就労の変化	住宅被害の状況	転居の有無	避難所の利用	仮設住宅利用の有無
No1	芦屋	50代	1	12歳	なし	パート	無	全壊	有	有	有
No2	芦屋	50代	1	12、10歳	なし	正規	無	全壊	有	有	有
No3	芦屋	40代	2	14、12歳	なし	正規	無	全壊	有	無	無
No4	長田	50代	1	17歳	実母	正規	無	全壊(有)	有	有	有
No5	武庫之荘	40代	1	15歳	なし	正規	無	全壊	有	無	無
No6	西宮	40代	3	18、16、14歳	なし	正規	無	半壊	無	有	無

住宅被害状況は5名が全壊、1名が半壊であった。この内、1名が震災直後転居せず、全壊判定を受けた住宅に留まっている。また、No4は転居となっているが、避難所、仮設住宅への入居を経て、従前居住地に持家を建設したケースであるため(有)と記している。このほか、避難所を利用したケースは4件、仮設住宅を利用したケ

ースは3件であった。

6.2 避難の状況

宝塚市調査（1995）では、全壊、半壊においても、避難所以外に身を寄せたり、自宅に留まったりする割合が高いことを明らかにしている。

本インタビュー調査においても、全壊でありながら避難所を利用しなかった者が2名確認された。これら2名からは、「避難所は満杯で入る余地もなかった、交通機関の利用できる付近まで歩き、県外の実家へ移動する方が賢明と思えた（No3）」というものや、「全壊判定でも住むことはできた。さしあたり仕事の都合もあったので、自宅に留まった。（No5）」という回答が得られた。

ウィメンズネットこうべ代表の正井氏や宝塚市松原氏に対するインタビュー調査では「特に小さい子を抱えた母親などは、避難所での生活が適さなかった。自宅に留まったり親類宅に移動したりする人は多かった。」という回答が得られた。No2についても、子を他府県の知人に預け、本人は避難所にて就労を継続させていた。「仕事に出なくてはならないし、子を避難所に残しておくことはできなかった。子を預かってくれる人がいなかったら、避難所を利用できなかったかもしれない。」と回答している。このほか、No1からは「避難所に入っすぐ、子供が高熱を出し恐怖心から1人になることを極度に不安がった。1ヵ月以上も仕事に出ることができず、収入が途絶えた。」という声が聞かれた。生計を一人で支える母にとって、就労継続は必須である。しかし、育児と就労のバランスを考えたとき、避難所での生活が不可能であった母子も存在したのではないだろうか。

6.3 安定居住への移行

表6-2はインタビュー調査対象者の住宅移動を示したものである。このうち、避難所を経由して仮設住宅に入居したものが3名（No1,2,4）となっている。これらのケースは、いずれも子どもの学区に拘り、仮設住宅を選択していた。No1については比較的早い段階で、従前居住地に隣接する仮設住宅を確保することができている。他方、No2,4は立地に拘ったが故に、仮設への移動に6か月を要していた。No1については子の学区外の仮設住宅への入居となったが、学校側（行政側）の配慮で、転校せずにすんでいる。No4についても職場と子の学校（予備校舎）に通える範囲の仮設住宅を希望したが不可能であった。No4は「民間借家を探したがなかった。親と同居していて互いに被災した。他に行き場がなかった」と回答している。このほか、No1,2,5,6についても実家や兄弟と同居しており、それらも被災している。母子世帯は育児負担軽減を理由に親類と同居する傾向が高い（葛西 2008）。このため、互いに被災し、私的な支

援を享受する機会を逸してしまうケースも少なくないだろう。結果的に、No4は従前居住地から22.8kmも離れた仮設住宅へ入居している。

仮設住宅入所者のうち、No1,2は3年後に復興公営住宅へ移動している。他方、従前の生活圏から大きく離れたNo4は、通勤や子の通学が困難となり入所から3ヵ月後に仮設を出ることを選択している。「（震災前は）職場まで通常徒歩でいけたのが、電車を乗り継いで2時間となった。交通費も跳ね上がり、親子あわせて月5万円近くの交通費となった。」このケースは家具などの保管のために倉庫を借りており、それに交通費を合わせて月10万円以上を出費しなければならない状態に陥った。

「県外へ出ることを考えなかったのか」という質問に対しては「あてがなかったし、母親が高齢（80代）で県外での生活は適さなかったと思う。（本人の）仕事も確保できないかもしれないし。」と回答している。

表6-2 住まいの移行状況

No	震災前の住宅	震災後の経過期間			従前住宅と現住宅の距離
		避難所	仮設	復興公営	
No1	民借文化	3M	3Y	10Y	仮設まで570m 公営まで1.5km
No2	民借文化	6M	3Y	10Y	仮設まで1.5km 公営まで2.4km
No3	民借鉄筋	実家(県外) 1W	自宅(民借) 8M	新居・持家・集合住宅 12Y	現住宅まで644m
No4	持家一戸建	避難所 6M	仮設 3M	新居(戸建) 12Y	仮設まで22.8km 現住宅まで0km
No5	民借文化	自宅 4M	実家(市外) 3M	新居(持家・集合住宅) 12Y	現住宅まで100m
No6	持家集合	避難所 1M	自宅(持家・集合住宅) 13Y		現住宅まで0km

注：表中W＝週、M＝月、Y＝年を示す。例えば、1W＝1週間

結果的に、貯蓄をつぎ込み従前の居住地に戸建を新築している。このほか、実家や避難所を経て自宅に戻ったものが2名（No3,6）、震災直後を自宅で過ごし、その後実家へ移動したものが1名（No5）であった。

No6は1ヶ月間避難所で生活した後、自宅に戻っている。このケースは持家居住者であり、震災から1年足らずの間に補修を完了し、通常の生活に戻っている。

No3は一旦実家に避難したものの、仕事や学校の都合で、自宅に戻り、そこで生活しつつ条件の見合う借家の確保を試みた。また、No5は、震災後すぐに家主から立ち退き請求があったため、すぐに物件の確保に努めた。これらはいずれも市外に出ることを視野に入れていたが、子が転校を望まなかったため断念している。条件の見合う物件はみつからず、これら2ケースは子の学区内に中古の分譲マンションを購入している。No3は「離婚した時も子の学区に拘って居住地を設定した。母子ということもあり地域のネットワークを頼って子育てをしてきた。そこから離れて生活することは、子どもにとっても自分にとってもリスクが大きいと思った。」と回答している。

ここで示した母子世帯の住宅移動などに関しては、何も母子世帯に限った問題ではなく、数多くの被災者が同じような状況にあったと考えられる。ただ、母子世帯は平時においては日常生活を送るため、子の環境や育児条件を満たす地域に居を構え、その近隣に就労先を獲得するなどして、生活圏の縮小化に努めている

(Kuzunishi,2008)。育児、就労を両立するため、作り上げられた各々の生活空間のバランスが崩れることは、彼女らの生活が立ち行かなくなることを意味する。これについては、共働き世帯等と共通の問題ではあるが、家計を1人で支え、就労継続が必須である母子にとってはより一層の困難であったと推測される。

7. 避難から安定居住への住まいの移行における母子世帯の特徴と居住ニーズー災害復興公営住宅調査（2003）を活用して

7.1 調査対象者の属性とその特徴

回答者の年齢分布を見ると、65歳以上が54.5%を占めており、平成7年の兵庫県の高齢化率が13.6%（兵庫県,2008,資料兵庫県の高齢化率の推移）であることから、災害復興公営住宅団地はかなりの高齢者が集積している状況であるといえる（図7-1）。

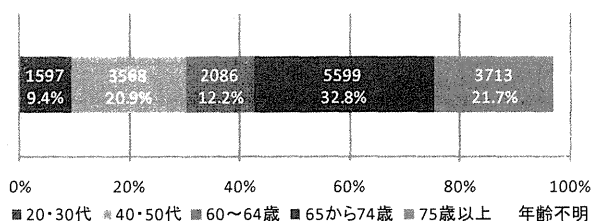


図7-1 居住者の年齢類型 (N=17,079)

家族類型についてみると、単身高齢者 25.3%と高齢夫婦世帯 14.4%であり、それを合わせた高齢世帯は39.7%と4割近くも占めている。本研究で特に着目する母子世帯は1,415世帯（8.3%）含まれている（図7-2）。

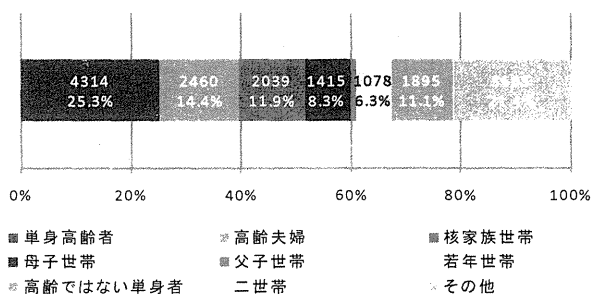


図7-2 居住者の家族類型 (N=17,079)

平成10年における住宅・土地統計調査によると、全国の住宅総数に占める割合は木造住宅31.0%であり、災害復興公営住宅入居者の70.1%という割合は極めて高い

（図7-3）。震災時居住していた住宅被害程度は「全壊・全焼」が74.5%であり、兵庫県と京都大学防災研究所が行った「2001年生活復興調査」で示された一般被災者の被災率16.2%を大幅に上回っている（図7-5）。災害復興公営住宅居住者は、被災者の中でも甚大な住宅被害を受けた人々が集中している。つまり、本データを活用・分析する際には回答者が被害の大きい層、高齢者層に傾倒している点に十分留意する必要がある。

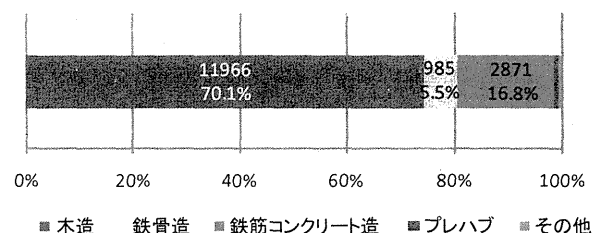


図7-3 従前住宅の構造 (N=16,035)

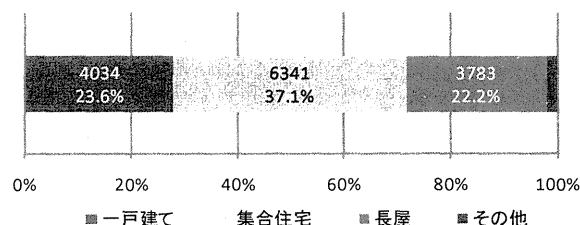


図7-4 従前住宅の建て方 (N=14,450)

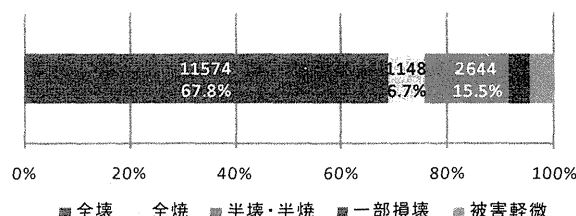


図7-5 居住者の住宅被害 (N=16,790)

7.2 住宅被害

ここでは兵庫県が行った災害復興公営住宅調査（2003）を家族類型別に再分類し住宅被害をみると、従前の住宅構造・住宅の種類・従前家賃などの従前住宅の状況に大きい影響を与えている世帯主の年齢、性別、世帯の家族類型が考えられるが、いずれも年齢が最も大きな影響を与えており、性別及び家族類型は影響が少ないことが明らかになった。しかし、住宅・土地統計調査（H5）の再集計結果（第3章）によると、一般世帯と片親世帯では被害において大きな差が確認できている。これは前述したように、災害復興公営住宅入居者が大きな住宅被害を受けた集団であり、集団の類似性が極めて高いことが大きく影響していると考えられる。

7.3 避難行動とすまいの移行

地震発生数日後において、被災地の中にとどまったのか、それとも被災地外に避難したかどうかについてたずねている。年齢類型別にみると、高齢になればなるほど、被災地外に避難した傾向が読み取れる（図7-6）。

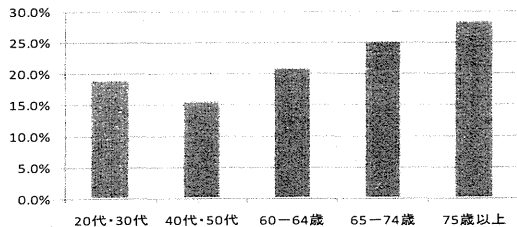


図7-6 震災2ヵ月後に被災地外にいた割合(年齢階層別)

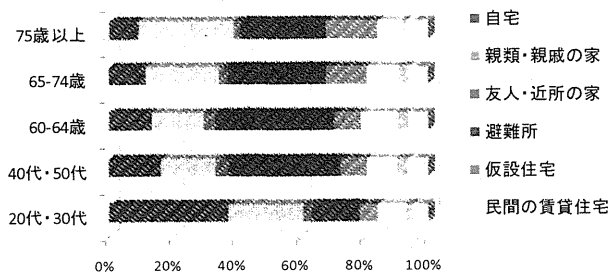


図7-7 年齢階層別震災2～4日後の避難場所

図7-7は、年齢階層別にみた震災2～4日後の避難場所である。高齢になるほど、親類・親戚の家に避難している割合が高く、これが図8で示した「被災地外」にいた人々である。次頁は、家族類型別の避難行動とすまいの移行を震災2日～4日後、2ヵ月後、6ヵ月後、1年後の推移を示したものである。避難行動とすまいの移動では、高齢世帯（単身高齢世帯、単身高齢夫婦）とその他の世帯で大きく傾向が異なっている。すなわち、高齢世帯は震災直後には親類宅に身を寄せた割合がその他の家族類型と比較して高くなっている。これは上で示した通り、「年齢」が大きな影響をあたえているといえる。すまいの移動には年齢のほかにも、性別、住宅被害、そして家族類型などの因子が影響していると考えられ、回帰分析をした結果、被災地内外の滞在について最も大きな影響を与えているのは、年齢であり、次いで性別、住宅被害となる。家族類型はそれらと比べるとかなり程度影響が小さくなっていることが明らかになった（標準化係数 年齢＝0.98、性別＝0.60、家族類型＝-0.05）。これは震災2～4日後、2ヶ月後、6ヶ月後、1年後のいずれの時期においても同様であった。

しかし、20代、30代の子育て世帯を全体、核家族世帯、母子世帯別に見ると、全体では、数日後と2ヵ月後の避難所の割合が高いのに対して、核家族及び母子では

自宅の割合が高いこと、避難所における仮すまいの割合が低いことがわかる。第6章のインタビュー調査分析でも述べたように、母子世帯、核家族世帯は、子どもの環境に配慮して避難所利用を避けるといった傾向があったのではないだろうか。特に、20代、30代では手のかかる未就学児童を抱えている割合が高いと考えられる。このほか、働きに出ている間、避難所に子を置いておくことができないといった問題もあったであろう。

7.4 災害復興公営住宅への入居理由

災害復興公営住宅への入居理由（複数回答）を年齢類型別にみると、最も多いのは、「家賃が安いから」、次いで「他のいくとこなし」、「昔住んだ地域に近いから」が続き、全体ではそれぞれ38.9%、38.1%、26.8%となっている。これを就学前の児童を養育している子育て世代（20・30代）に限定して、全体（20・30代）、核家族（20・30代）、母子世帯（20・30代）に分類してみたのが、図7-8である。母子家庭では「親類が近くにいるから」（28.1%）、「通学教育のため」（19.0%）という理由が、全体（20・30代）や核家族世帯（20・30代）と比較した場合に高い割合を示していることが明らかになった。「親類が近くにいるから」という理由は、全体（20・30代）では20.5%、核家族（20・30代）であり、母子世帯はそれぞれ5.2%、7.6%多くなっている。「通学教育のため」にでは全体（20・30代）では8.6%、核家族（20・30代）では8.6%あり、母子世帯は全体と核家族と比較すると10.4%も多くなっており入居理由で重要な位置を占めていることがわかる。

これらは平時における居住ニーズを明らかにしたKuzunishi(2008)においても、同様のことが指摘されている。母子世帯の多くが、仕事の都合や安価な住宅の入手可能性よりも、むしろ子供の学校の環境維持あるいは育児支援を求めて立地、住宅選択を行っているのである。平時における居住ニーズは災害時においても同様のかたちで再現されることが明らかになった。

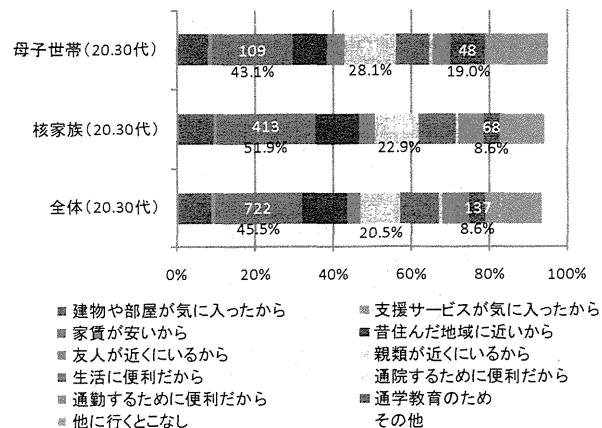


図7-8 子育て世代の入居理由

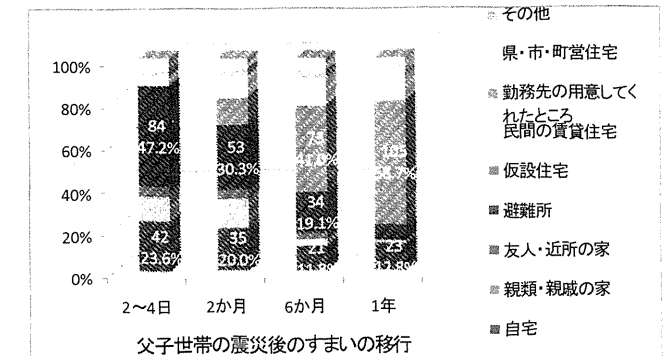
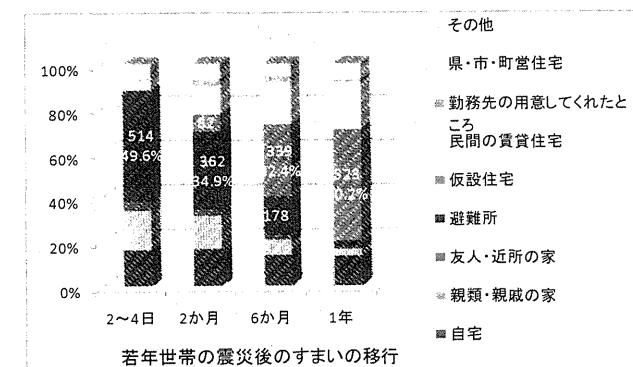
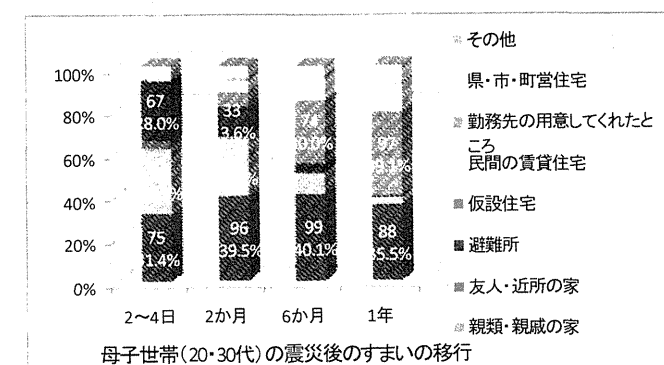
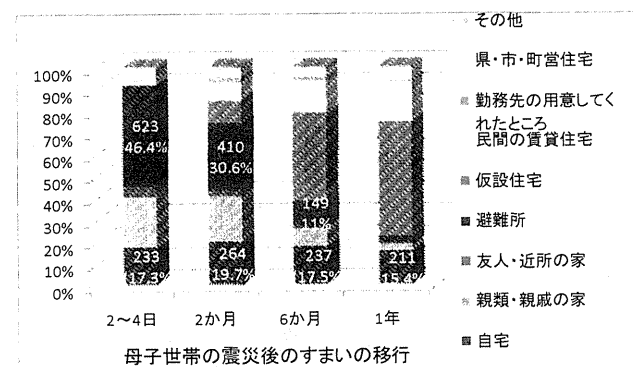
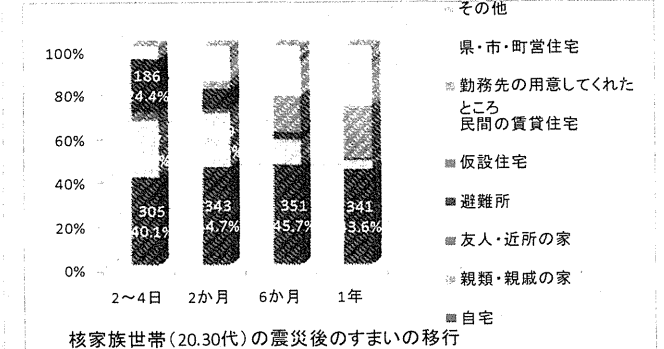
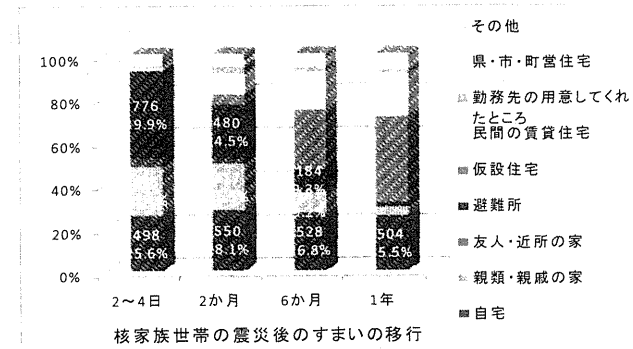
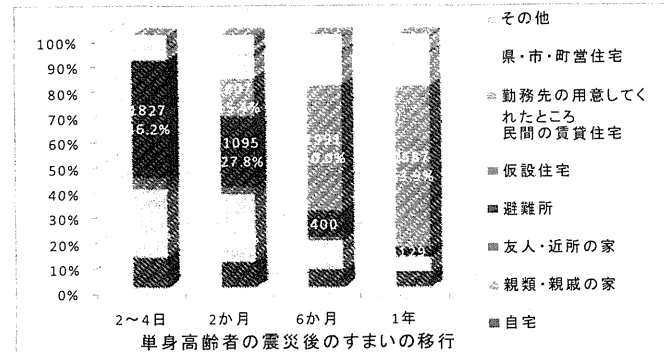
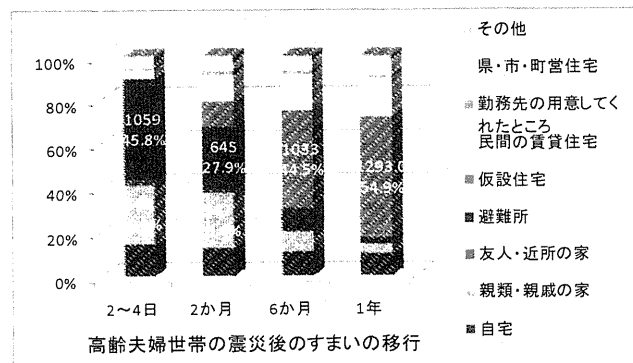
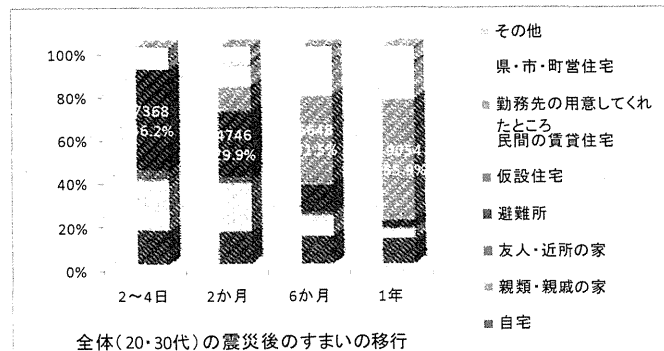
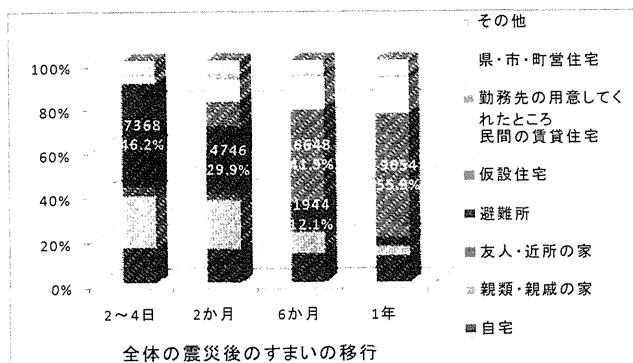


図 7-9 家族類型別の避難行動とすまいの移行

7.5 災害復興公営住宅への居住継続意識

最後に、災害復興公営住宅に対する想い、従前住宅や仮設住宅と比較した場合の満足度、居住継続意識について尋ねている。居住継続意識を示す「この住宅にずっと住み続けるつもりだ」と選択した割合を年齢階層別と子育て世代別に比較したのが図 7-10 と図 7-11 である。年齢別では年齢が高くなるほど居住継続意識が高く、災害復興公営住宅を恒のすみかと捉えていることがわかる。

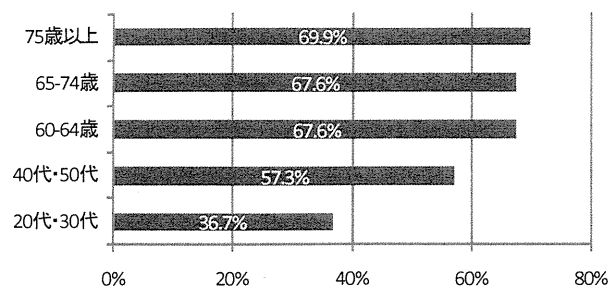


図 7-10 年齢類型別の居住継続意識

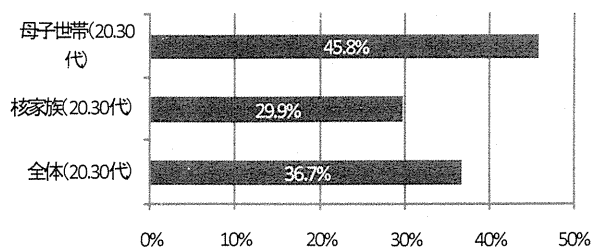


図 7-11 子育て世代の居住継続意識

しかし、居住継続意識は年齢のみが影響しているのではない。図 7-11 は子育て世代の全体（20・30代）、核家族（20・30代）、母子世帯（20・30代）を比較したものである。これをみると、全体（20・30代）、核家族（20・30代）の居住継続意識は 36.7%、29.9%であるのに対して、母子世帯全体（20・30代）に着目すると 45.8%と全体よりも 5.9%、核家族よりも 9.1%も高い。これは上表の 40 代以降の割合と比べると小さいものの、子育て世代である母子世帯は他の世帯と比べて、災害復興公営住宅に継続して居住することを希望しており、逆に核家族世帯は母子世帯と比べると、公営住宅から他の住宅への移転や自力での住宅再建なども選択肢に入っているといえる。逆にいえば、災害復興公営住宅に入居した子育て世代の母子世帯は、公営住宅という選択肢以外を持ち合わせていなかった世帯であるといえる。問題は公営住宅に入居できなかった人、入居を希望しなかった人が、どのようなすまいの移行・住宅再建の道をたどったかであるが、本研究では震災から 13 年が経過しており、そのケースを収集することが困難であったために、その点を明らかにすることはできなかった点が本研究の限界である。

9. 結論

本研究で明らかになった点は以下の 2 点である。

第 1 に、平時における母子世帯が居住する住宅は、全体と比べると脆弱性が高いことである。このような脆弱性が、阪神・淡路大震災における住宅被害の実態に直結していることが明らかになっている。

第 2 に、母子世帯と子育て世代の核家族と比較すると、親類の近さと子供の通学が居住地選択に大きな影響を与えている。つまり、平時における居住ニーズは災害時にも同じ形で現れるというところである。これまでは単に単線型住宅支援策ではなく、多様な選択肢を用意する必要があるということが指摘されてきたが、他の世帯と比べた場合の母子世帯に関する居住ニーズが明確になり、このような家族類型や世代を含めた多様なニーズを特定したことに大きな意義あり、これらを生かした住宅支援策を検討することが求められる。被災者が失ったものは、住宅単体だけではなく、生活基盤となるすまいとそれを取り巻く地域生活空間である。これらを回復させるためには、住宅困窮者に対する災害復興公営住宅という住宅供給だけではなく、被災者の従前の住宅を核とした地域生活空間・生活圏をできるだけ継承できるような施策が求められている。ただ、本研究の課題は、災害復興公営住宅に入居できなかった層、入居を選択せずに県内外の民間賃貸住宅などの選択をした人、県外被災者を含めた分析ができていない点である。被災者全体を対象にして、安定居住までの課題を多角的に分析することが今後の研究課題となるであろう。

<注>

- 1) 対象者の選定にあたっては、財団法人兵庫県婦人共励会、社会福祉法人神戸市母子福祉たばな会などの協力を得た。
- 2) 下表は、1993、1998 年のひとり親世帯と 1998 年の母子世帯の住宅所有関係の割合を示したものであるが、それぞれのカテゴリーにおいて大きな差異は見られない。よって、本調査が対象とする、ひとり親世帯は概ね母子世帯の傾向を示しているといえる。

	持家	公営	公団	民間	その他
1993年ひとり親	32.7%	17.3%	3.0%	40.8%	6.2%
1998年ひとり親	32.6%	20.4%	3.1%	37.9%	6.0%
1998年母子	33.1%	20.9%	3.1%	37.2%	6.0%

- 3) 2004 年 1 月から 2 月にかけて、大阪府母子寡婦福祉連合会の協力を得て実施した。対象世帯の選定にあたっては、母子連の会員 4,600 世帯のうち 600 世帯を無作為抽出した。アンケート配布数は 600 件、回収数は 240 件であり、回収率は 40.0%であった。
- 4) 2005 年 6 月から 7 月にかけて、社団法人大阪市母と子の共励会の協力を得て実施した。対象世帯の選定にあたっては、母子会員約 2,000 世帯のうち 400 世帯を無作為抽出した。アンケート配布数は 400 件、回収数は 296 件であった。ただし、この 296 件のうち 12 件は子どもの年齢が 20 歳を超えており、母子世帯のカテゴリーから外れるため非該当とした。従って、分析対象は 284 件、回収率は 71.0%であった。いずれも、調査方法は郵送配布、郵送回収である。
- 5) 松原氏に対するインタビュー調査によると、震災直後

の母子医療の切り替え時（1995年5月）、震災を理由とする離婚、復縁などのため戸籍が激しく混乱した。そこで、母子世帯の住生活問題実態解明を目的とし、児童扶養手当の現況手続き（1995年8月7日～8月15日）のために宝塚市福祉事務所に来所した母子世帯を対象に調査を実施した。また、住宅被災状況（表2）については、一般世帯の数字を宝塚市が、母子世帯及び生活保護世帯の数字を宝塚市及び宝塚市福祉事務所厚生課が集計した。

- 6) 生活保護受給世帯 440 世帯のうち 175 世帯が公営住宅（県営 59 世帯、市営 116 世帯）に居住していた。
- 7) 一橋大学及び総務庁統計局より試行提供されたマイクロデータ再集計によって得た結果である。
- 8) 平成 17 年度社会福祉行政業務報告によると、生活保護を受給している母子世帯総数は、90,531 世帯となっている。

<参考文献>

- 1) Ben Wisner, Piers BlaiTaTamkie, Terry Cannon and Ian Davis, 2004, At Risk second edition, Routledge
- 2) Elaine Enarson and Betty Hearn Morrow, 1998, The Gendered Terrain of Disaster,
- 3) 兵庫県福祉部地域福祉課、1997、母子世帯等の実態—母子世帯・父子世帯の生活実態調査報告—
- 4) 松原裕子、1995、阪神淡路大震災と母子家庭 in 宝塚、兵庫県政学研究発表資料
- 5) 総務庁統計局、一橋大学提供、1993、住宅統計調査マイクロデータ
- 6) 兵庫県、2003 年、災害復興公営住宅団地コミュニティ調査報告書
- 7) 葛西リサ、塩崎賢明、堀田祐三子、2005、母子世帯の住宅確保の実態と問題に関する研究、日本建築学会計画系論文集、第 588 号、pp147-152、
- 8) 葛西リサ、大泉英治、2005、母子世帯の居住実態とその地域格差に関する研究—大阪府及び大阪市の事例調査を中心として—、住宅総合研究財団研究論文集 No32、pp261-271
- 9) ウィメンズネットこうべ編、2005、災害と女性—防災・復興に女性の参画を—
- 10) 相川康子、災害とその復興における女性問題の構造—阪神・淡路大震災の事例から—、『災害社会学入門』、弘文堂、2007 年
- 11) Elaine Enarson, Alice Fothergill, and Lori Peek, Gender and Disaster: Foundation and Directions, Handbook of Disaster Research pp.130-146, Springer
- 12) 消防庁、1996、阪神・淡路大震災の記録 1、ぎょうせい
- 13) 角崎悦子、2007、アジア・途上国における災害とジェンダー、pp.229-236、『災害社会学入門』、弘文堂、2007 年
- 14) The Earth Institute, Hurricane Katrina Victims List, <http://www.katrinelist.columbia.edu/>
- 15) Erica Williams, Olga Sorokina, Avis Jones-DeWeever, and Heidi Hartmann, 2006, Institute for Women's Policy Research, IWPR No. D465 August 2006
- 16) Thomas Gabe, Gene Falk, Maggie McCarty and Virginia W. Mason, November 4, 2005, Hurricane Katrina: Social-Demographic Characteristics of Impacted Areas, CRS Report for Congress
- 17) 兵庫県南部地震 被害報 消防庁 消防庁ホームページ、災害情報「阪神・淡路大震災について（第 107 報）」
- 18) 高田 光雄、2005 年、住宅復興における取り組み、兵庫県、阪神・淡路大震災復興 10 年総括検証・提言報告
- 19) 檜谷 美恵子、2005 年、災害復興公営住宅における取り組み、兵庫県、阪神・淡路大震災復興 10 年総括検証・提言報告

- 20) 兵庫県福祉部、1996 年 3 月、阪神・淡路大震災 福祉の現場から
- 21) 平山洋介、1999「震災復興と住宅政策」、『提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり』、阪神・淡路まちづくり支援機構付属研究会、pp.9-26
- 22) Lisa Kuzunishi, 2008, Problem Mismatch between the Process of Securing Permanent Housing and Housing Policy for Single Mother Households in Japan, Proceeding of International Symposium on City Planning 2008, pp554-563

<研究協力者・団体>

- ・ 正井礼子 ウィメンズネット神戸
- ・ Elaine Enarson Professor, Brandon University
- ・ 松原裕子 元宝塚市職員
- ・ 角崎悦子 アジア防災センター・主任研究員
- ・ 山崎栄一 大分大学教育福祉科学部・准教授
- ・ 相川康子 神戸大学経済経営研究所・准教授
- ・ 磯辺康子 神戸新聞・編集委員
- ・ 池田恵子 静岡大学教育学部・准教授
- ・ 斉藤容子 国際連合地域開発センター・研究員
- ・ 岡本由美 元神戸母子寮母子相談員
- ・ 財団法人兵庫県婦人共励会
- ・ 社会福祉法人神戸市母子福祉たちばな会
- ・ 人と防災未来センター 上級研究員（立木茂雄、室崎益輝、小林郁雄、林春男）、研究員（越山健治、菅磨志保、福留邦洋）
- ・ 兵庫県 災害復興公営住宅団地コミュニティ調査データ提供